

業 務 速 報

NO. 883

2013. 10. 2

J R 東海労働組合

発行 淵上 利和

編集 本橋 浩司

申第11号「緊急地震速報発生時の会社の対応に関する申し入れ」

申第12号「マスコミ報道(新幹線部品の製造工程)に関する申し入れ」

申第13号「東海道新幹線の運転士が運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事象に関する申し入れ」

申第14号「他社との列車相互乗り入れに関する申し入れ」

申第16号「東海道新幹線富士川橋りょうにおける河川増水による運転規制の見直しに関する申し入れ」 以上の各申し入れに対する窓口説明

労使協議開催拒否は労働組合軽視だ！

9月26日、『申第11号「緊急地震速報発生時の会社の対応に関する申し入れ」』、『申第12号「マスコミ報道(新幹線部品の製造工程)に関する申し入れ」』、『申第13号「東海道新幹線の運転士が運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事象に関する申し入れ」』、『申第14号「他社との列車相互乗り入れに関する申し入れ」』、『申第16号「東海道新幹線富士川橋りょうにおける河川増水による運転規制の見直しに関する申し入れ」』の取り扱いについて、会社窓口から説明がありました。

会社は全ての申し入れに対して「労使協議を開催しない」と回答しました。本部は労使協議を開催しないことに強く抗議しましたが、会社の姿勢は変わらず、対立を確認しました。

以下、申し入れ内容と会社回答、主な議論です。

『申第11号「緊急地震速報発表時の会社の対応等に関する申し入れ」』

気象庁が8月8日16時56分に発表した緊急地震速報に関して、以下の通り申し入れるので、労使協議の場を設定し誠意ある回答を行うこと。

記

1. 気象庁が発表する緊急地震速報に対する会社の認識を明らかにすること。

2. 緊急地震速報が発表された時の、列車運行に関する対応マニュアルを明らかにすること。
3. 緊急地震速報が発表された時の、社員等の避難等に関する対応マニュアルを明らかにすること。
4. 8月8日は、緊急地震速報が発表された時、社員等にどのような指示を行ったのか、明らかにすること。
5. 報道によれば「東海道・山陽新幹線は小田原～新岩国間で17時15分まで運転を見合わせた」とされている。どのような手続きを経て新幹線の運転見合わせを決定し、どのような手段で列車を停止させたのか、明らかにすること。
6. 在来線については、何らかの運転規制を行ったのか、明らかにすること。
7. JR東海労は、8月8日の緊急地震速報発表に関して、会社は列車運行については対応したものの、社員等に対する「緊急地震速報発表」の一斉連絡、行動指示については何ら行わなかったと認識している。会社の見解を明らかにすること。

以 上

＜申第11号に対する会社回答＞

労使協議は開催しない。

＜主な議論＞

組合：緊急地震速報が発表された場合に会社はどのような対応を行うのか。

会社：緊急地震速報は、平成20年度から新幹線、在来線で早期地震警報システム（テラス）を補完するものとして活用している。地震発生時は、テラス、沿線地震計、緊急地震速報の3つを活用する。どれか1つでも情報があれば列車を止めることになる。

組合：対応マニュアルはできているのか。

会社：いま述べた通りのシステムで適切に運行マニュアルを定めている。8月8日も新幹線、在来線共に適切な運転規制を行った。

組合：社員に緊急地震速報を避難させることはしないのか。

会社：緊急地震速報を受信した時、すぐに揺れが来る場合があるので職場で緊急地震速報の受信時に社員を避難させるルールは定めていない。

組合：緊急地震速報が出た場合に社員が知ることはできるのか。そのために業務用携帯電話等を活用すること。

会社：全ての建物に緊急地震速報の受信装置はない。業務用携帯電話で緊急地震速報を受信することはできるが、通信状態により受信できない場合もある。

組合：緊急地震速報があった場合は社員にいち早く知らせる努力をすること。
労使協議を行わないことに抗議すると共に対立を確認する。

『申第12号「マスコミ報道(新幹線部品の製造工程)に関する申し入れ」』

マスコミは「鉄道車両部品（シム）の製造を受注した会社が、指定された工法で製造せず、不正取引が発覚した」などと報道した。さらにこの報道に関して、ＪＲ東海関西広報室の話として「どのような発注や検査をしたか、早急に事実確認したい」と報道している。

ＪＲ東海労は、報道されている新幹線部品が走り装置に関係する部品であること等から、報道された問題は安全問題であると認識する。

従って、以下の通り申し入れるので誠意を持って労使協議の場を設定し、説明すること。

記

1. 部品「シム」の使用目的等を明らかにすること。
2. マスコミ報道では「当該部品シムは東洋電機製造がエヌ・ケイカンパニーに発注したが、エヌ・ケイカンパニーは指定された工法に依らず製造していた」とされている。「指定された工法」とは、ＪＲ東海が指定した工法なのか、明らかにすること。
3. マスコミは、ＪＲ東海関西広報室の話として「どのような発注や検査をしたか、早急に事実確認したい」と報道しているが、会社が把握した事実を明らかにすること。
4. 当該部品シムがＪＲ東海所有車両の、どの程度の車両に使用されているのか、新幹線、在来線別に明らかにすること。
5. 当該部品シムが使用されている車両は、安全運行に影響しないのか、明らかにすること。また、安全運行に影響するとすれば、どのような対策を採るのか、明らかにすること。

以 上

<申第12号に対する会社回答>

安全上問題がないため労使協議は開催しない。

<主な議論>

組合：安全上の問題がないとはどういうことか、製造工程が正規のものでなかったのではないか。

会社：製造方法までは当社から指示していないため安全上問題はない。

組合：「シム」は台車のどこの部品なのか。

会社：ここでは詳細は分からない。

組合：マスコミがＪＲ東海関西広報室の話として「どのような発注や検査をしたか、早急に事実確認したい」と報道したが、会社は事実経過を確認したのか。

会社：安全上問題のないことを確認している。

組合：問題がないというが、走行装置に関わる問題である。労使協議を開催すること。

会社：地方で説明しているので労使協議は開催しない。

組合：対立を確認する。

『申第13号「東海道新幹線の運転士が運転中に

私用で業務用携帯電話を扱った事象に関する申し入れ」』

会社は８月23日、ＪＲ東海ホームページに「東海道新幹線の運転士が運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事象について」を発表した。会社発表によると「東海道新幹線の運転士が、運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事実が判明し、社内調査を進めてまいりました。このたび、調査が完了しましたので、その結果についてお知らせいたします。」とされているが、ＪＲ東海労では、安全上にかかわる重大な問題であると認識している。

従って、下記の通り申し入れるので早急に労使協議を開催すること。

記

1. 「運転士が運転中私用で業務用携帯電話を扱った事象について」労使の協議の場を早急に設けること。
2. 運転中に私用で業務用携帯電話を扱ったすべての事象について、社内調査の結果を明らかにすること。
3. 会社は、今後の対応について「今回の事象は、ＡＴＣ等システムによる保安措置がとられている新幹線においては、直接的に安全を脅かすものではありませんが、運転業務に専念すべき会社の指導に反するもの」としているが、「直接的に安全を脅かすものではない」根拠を明らかにすること。
4. 会社は「関係者に対して厳正な処分を行います」としているが、処分の内容を明らかにすること。また、処分の他に出向、転勤等を行わないこと。
5. 今回の事象は、この間会社が「業務用携帯電話」の機能に制限をかけていなかったことにも原因があると考える。会社の考えを明らかにすること。
6. 今回の事象に対し中部運輸局からの指導があったのか明らかにすること。

以 上

＜申第13号に対する会社回答＞

個別の問題であるため労使協議は開催しない。

＜主な議論＞

組合：なぜ労使協議を開催しないのか。

会社：安全を脅かすものではないからである。会社ホームページへでもお知らせしている通り、新幹線はA T Cシステムがあるので安全上の問題はないということである。

組合：A T Cで守られているといっても問題がある。当該社員への処分や、転勤、出向等はあったのか。

会社：処分は行った。転勤、出向については個別のことなので答えない。

組合：中部運輸局からの指導はあったのか。

会社：あったと聞いているが詳細は分からない。

組合：会社が安全上問題はないといっても組合では安全上の問題があると認識している。労使協議を開催しないことに抗議すると共に対立を確認する。

『申第14号「JR他社との列車相互乗り入れに関する申し入れ」』

各種メディアの報道、J R 東海労の調査によると、2013年 8 月15日、長野県諏訪湖花火大会が豪雨により中止になった際の列車運行に問題があった模様である。これに関し以下の通り申し入れるので誠意ある回答を行うこと。

記

1. 8月15日、長野県諏訪市周辺の集中豪雨のため、J R 各線で運転規制が行われたことが報道されてる。具体的にどのような規制が行われたのか、明らかにすること。特に飯田線関係について明らかにすること。
2. 前項の運転規制により運休となった列車本数、最大遅延時分を明らかにすること。
3. 8月15日、長野県諏訪市周辺の集中豪雨による運転規制、中央線から飯田線へ直通する列車の運行を辰野駅で打ち切ったという報道があるが、事実関係を明らかにすること。
4. 飯田線への直通列車の運行を打ち切ったことで、諏訪湖花火大会から帰る旅客も含め、辰野駅で相当の旅客滞留が発生した模様である。J R 東海として、飯田線沿線住民に対してどのように代替輸送手段を確保したのか、明らかにすること。
5. J R 各社との相互乗り入れ列車を運転規制等で運休させたり、途中で運行を打ち切る場合、どのような手続きで決定するのか、明らかにすること。

以 上

＜申第14号に対する会社回答＞

労使協議は開催しない。

＜主な議論＞

組合：ＪＲ他社から飯田線への接続がとれなかったことは乗客へのサービスの観点から非常に問題である。労使協議を開催すること。

会社：事故防止などの問題では業務委員会で議論することはあるが、申第14号は個別の列車の運転整理に関する事象なので業務委員会開催の付議事項にあたらない。さらには本社・本部間での議論でもない。

組合：現実には多くの乗客が飯田線への接続列車がないため迷惑を受けている。回送列車は運転していたにもかかわらず、乗客を乗せないことで乗客の苦情も多くあったのではないかと。こうした問題を起こさないためにも、ＪＲ他社との接続や運転再開後の対応を労使協議するべきである。ＪＲ他社との間での接続に関する取り決めはないのか。

会社：一定のルールはあるかもしれないが、詳細は分からない。

組合：乗客が一番迷惑を被っている。災害等の異常時には乗客の立場に立って列車の運行計画を考えること。労使協議を開催しないことの対立を確認する。

『申第16号「東海道新幹線富士川橋りょうにおける

河川増水による運転規制の見直し」に関する申し入れ』

会社は、9月11日「東海道新幹線富士川橋りょうにおける河川増水による運転規制の見直しについて」と題する発表をホームページ上で行った。この発表に関して、下記の通り申し入れるので早急に労使協議を行うこと。

記

1. ＪＲ東海労はこの見直しについて、運転規制を緩和する方向での見直しであると認識している。会社は「安全確立は労使の共通の課題と認識している」と表明しているにもかかわらず、この運転規制の見直しをなぜ労働組合に説明しないのか、明らかにすること。
2. 自動衝撃振動装置の詳細及び設置橋りょうを明らかにすること。
3. 自動衝撃振動装置について、どこで開発し、有効性を確認したのか、明らかにすること。
4. 自動衝撃振動装置について「橋脚におもりを当てて衝撃を与え、固有振動数を計測する」としているが、橋脚に衝撃を与えることで橋脚の強度に影響しないのか、明らかにすること。

5. 今回の河川水位が規制値に達した場合の運転の取扱いの見直しは、見直し時期が2013年9月1日であるのにもかかわらず、現場の乗務員には全く周知されていない。特に、規制を緩和する方向での見直しは、乗務員に周知を行ってから運用開始するべきである。会社の見解を明らかにすること。
6. 対象河川（橋りょう）は富士川橋りょうとしているが、今回の運転の取扱いの見直しは他の河川を対象とはしないのか、明らかにすること。また、そうであればその理由を明らかにすること。
7. JR東海労の調査によると、2013年9月16日、台風18号の影響により富士川の水位が規制値に達し運転見合わせとなり、運転再開時は今回見直した運転の取扱いを適用した。運転再開決定後、所定速度での運転に戻るまで、どのような要領で運転を行ったのか（信号、速度、徐行など）、明らかにすること。
8. 2013年9月16日の、富士川の最大水位を明らかにすること。また、その値は過去最大水位を更新したのか、明らかにすること。
9. 今回の運転の取扱いの見直しに関わる規程類の訂正はいつ行うのか、明らかにすること。
10. 安全確立に関わる施策の実施については、事前に労働組合に説明すること。

以 上

＜申第16号に対する会社回答＞

労使協議は開催しない。

＜主な議論＞

組合：なぜ労使協議を開催しないのか。

会社：プレスリリースの通りであるので労使協議は開催しない。

組合：新幹線の乗務員には、この運転規制の見直しが説明、周知されていない。安全上大きな問題である。

会社：新幹線地本からの申し入れには新幹線鉄事から説明している。

組合：『申第16号』の詳細について、ここでは分からないのか。

会社：ここでは分からない。

組合：9月16日の台風18号では、富士川の増水で新幹線が運転見合わせになったが、「自動衝撃振動装置」を使用して運転再開の判断を行ったのか。

会社：適切な取り扱いがされたと聞いているが、詳細は分からない。

組合：運転規制の見直しは、安全上大きな問題である。乗務員に詳細を周知させると共に、労使協議を開催しないことに抗議し、対立を確認する。

以 上